

給与の支給状況 (平成21年4月1日現在)

■一般行政職の経験年数別給料月額

区分	経験10年	経験15年	経験20年	区分	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	260,500円	312,600円	352,800円	高校卒	207,000円	259,200円	304,700円

※新卒採用後、標準的に昇給・昇格した場合の給料額です。

■一般行政職の初任給など

区分	決定初任給	採用2年経過日給料額
大学卒	172,200円	185,800円
高校卒	140,100円	149,800円

■職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	平成20年	平成21年	増減数
一般行政(議会 総務 企画等)	70人	71人	1人
特別行政(教育委員会)	33人	31人	△2人
公営企業等(上下水道 国保 介護)	17人	16人	△1人
合計	120人	118人	△2人

■一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職名	メンバー	メンバー	メンバー	メンバー	メンバー	リーダー	課長 リーダー	部長	
職員数	2人	19人	14人	18人	9人	26人	12人	6人	106人
構成比	2%	18%	13%	17%	8%	25%	11%	6%	100%

※開成町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

■特別職の報酬などの状況

区分	給与・報酬の月額 (平成21年4月1日現在)	期末手当の年間支給割合 (平成20年度実績)
町長	750,000円	3.50月分
副町長	637,000円	※ただし、支給額から町長30%、副町長15%を減額しています。
議長	370,000円	3.50月分
副議長	290,000円	
議員	260,000円	

■平均給料月額および平均年齢 (平成21年4月1日現在)

区分	月額	年齢
一般行政職	319,800円	40歳
技能労務職	213,800円	50歳

町職員等の給与・人数の概要

町職員等の給与・職員数について、平成21年4月1日現在の概要をお知らせします。

☎総務課 ☎84-0310

ここに掲載しているもののほか、人事行政運営などの状況を町ホームページで公表しますのでご覧ください。

HP <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>



定員適正化計画の数値目標および進捗状況

平成13年度から平成17年度までの第1次定員適正化計画に引き続き、平成18年度から平成22年度までの開成町職員の定員のあり方について、第2次定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めています。

定員適正化目標

平成18年度から平成22年度の5年間の定員については、権限移譲などによる事務事業の増加や現在の重点事業に資するため、派遣職員の受け入れや任期付職員の採用などによる任期を定めた任用なども含めて一時的に増員としていますが、退職者の不補充などにより、平成22年度には定員114人を目標としています。

■第2次定員適正化計画の年度別目標数及び実績 (各年4月1日現在)

部門	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		計画	75人	77人	73人	71人
一般行政	実績	71人	72人	70人	71人	
	計画	31人	31人	31人	31人	30人
特別行政	実績	31人	32人	33人	31人	
	計画	16人	16人	16人	16人	16人
公営企業等	実績	16人	16人	17人	16人	
	計画	122人	124人	120人	118人	114人
計	実績	118人	120人	120人	118人	

※一般行政 = 次の特別行政および公営企業等を除く職員
 特別行政 = 教育委員会に属する職員
 公営企業等 = 上下水道や国民健康保険、介護保険等の特別会計等に属する職員

■第1次定員適正化計画の実績 (参考) (各年4月1日現在)

部門	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
		計画	76人	76人	76人	76人
一般行政	実績	71人	69人	70人	71人	72人
	計画	33人	33人	33人	33人	33人
特別行政	実績	34人	34人	33人	32人	30人
	計画	9人	9人	9人	9人	9人
公営企業等	実績	13人	13人	13人	13人	14人
	計画	118人	118人	118人	118人	118人
計	実績	118人	116人	116人	116人	116人



定員適正化手法の概要

次のような手法により、定員の適正管理を計画的に実施しています。

■事務事業の見直し

あらゆる事務事業のうち、経費や労力に比べ行政効果の薄いもの、類似性が強く統廃合が可能なもの、存在理由が希薄化しているものなどについて、縮小、統合、廃止など、事務事業の整理・簡素化を進めるための見直しを行っています。

■任期付職員・派遣職員の活用

専門的な知識経験または優れた識見を有する者を任期付きで採用したり、他の公共団体から専門的な知識経験を有する職員の派遣を任期を定めて受け入れを行ったりすることで、期限のある事業などに対応しています。

給与の種類 (平成21年4月1日現在)



※支給率は、県内3市14町1村6一部事業組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。